

平成20年(ワ)第4874号

原告 江崎徹志

被告 黒藪哲哉

2008年4月14日

東京地方裁判所民事第29部C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 喜田村洋一

喜田村洋一  
RQ津

準備書面

1 本件「催告書」作成の経緯

本件の対象とされている「催告書」は、原告が江上弁護士に宛てた回答書(甲2・10/59頁。甲6)に関するものである。

原告は、この回答書が被告の主宰する「新聞販売黒書」に掲載されたことが原告の有する著作権を侵害すると考えたが、この「催告書」を作成するにあたっては、以下の点を検討した。

第1に、回答書の著作者が誰であるかという点である。著作権法15条は職務上作成する著作物の著作者について規定しているが、これに当てはめた場合に、回答書の著作者が原告個人になるのか、原告が勤務する株式会社読売新聞西部本社のどちらになるのかという問題があった。

まず、回答書が「読売新聞西部本社法務室」と記されたファクシミリ用紙に記載されていることや、回答書本文で「読売新聞西部本社法務室長の江崎

徹志です」と述べられていることは、著作権法15条にいう「法人その他使用者・・・の発意に基づき」という要件は満たす可能性があると判断した。

他方、回答書において「発信元」として「読売新聞西部本社法務室長 江崎 徹志」とされていることが、「法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの」に該当するかについては、疑問が残ると判断した。この点に関しては、「自己の著作名義でありますから、発行者名義が法人等になっているだけでは足りません。著作者としての表示でなくてはなりません」「全体に会社名の表示があったとしても、分担を示すためにカッコ書で何とか部長とか誰それとかいうことが各分担執筆をした章ごとに出ていいるとするならば、それはここでいう法人等が自己の著作名義の下に公表しているといえるかどうか の問題があります」(加戸守行『著作権法逐条講義 五訂新版』145~146頁)と述べられていることを参考した。

さらに、「公表するもの」との規定は、「使用者の著作名義で公表したものだけでなく、使用者の著作名義で公表することを予定している著作物であれば足りる」(加戸守行『著作権法逐条講義 五訂新版』146頁)という観点からも検討したが、この回答書が仮に公表される場合に、これが「株式会社 読売新聞西部本社」の著作名義で公表することになるかどうかについても疑問が残った。

原告は、本件催告書を執筆するに当たっては、以上のような諸点を検討したうえで、「回答書」の著作者は法人である株式会社読売新聞西部本社ではなく、「発信元」に氏名が表記されている原告であると判断し、これに基づいて「回答書」について「著作者である私〔原告〕」と表記したものである。

第2に、「回答書」が原告の公表権を侵害するとされる場合には、これに対して各種の救済を求めることが可能である(この点は、催告書において、「公表権を侵害する行為であり、民事上も刑事上も違法な行為です」と述べている)。

このように、被告の違法行為については各種の救済がありうるところ、原告は、諸般の事情を考慮して、「催告書」においては、著作権法112条1項に基づく「侵害行為の停止」として、回答の削除だけを求めたものである。

以上のように、この「催告書」は、著作者が誰であるかを、著作権法の要件に照らして判断し、その際には著作権法に関する著作を参照したものであり、さらに著作者人格権の侵害に対してどのような救済を求めるかについて、諸般の事情を考慮して決定したものであるから、「事実の伝達にすぎない雑報」（著作権法10条2項）に該当するものではない。

## 2 本件「催告書」の著作物性

被告は、本件「催告書」の著作物性を争うが、以下のとおり、この主張には理由がない。

著作物は、「思想又は感情を創意的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（著作権法2条1項1号）と定義されている。

このうち「思想又は感情〔の〕表現」との要件については、本件「催告書」の内容が被告による原告の「回答書」無断掲載が違法であることを論じ、救済を求めたものであるから、これを満たすことが明らかである。

次に、「創作〔性〕」との要件については、原告は、上記のとおり、本件「催告書」の執筆にあたり、回答書の著作者を検討すると共に、無断掲載に対する救済として何を選択するかについての判断を経た上で、これを作成したものであり、本件「催告書」が、誰が作成してもその表現形式及び表現内容が同じものになるような「ありふれた表現」でないことは明らかである。

また、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」との要件については、「厳格にある著作物をそれぞれのジャンルに区分して当てはまるか否か」という判断をするためのものではなく、知的・文化的精神活動の所産全般を指すものと一

般に解されている」（作花文雄『詳解著作権法（第3版）』90頁）ところ、本件「催告書」が人間の「知的・文化的精神活動の所産」に属することは疑いを容れないから、この要件も満たしている。

### 3 結論

以上のとおりであるから、本件「催告書」が著作物であることは自明である。なお、被告は、本件「催告書」をそのままインターネットのウェブサイトに掲出して、原告の公表権と複製権を侵害したものである。このような侵害行為を受けたことに対して、ウェブサイトからの削除を求める本件訴えにおいて、本件「催告書」の著作物性を認めることについては何の問題もない。